

AOMORI STARTUP CENTER 施設維持料金・利用対象者について

令和6年4月1日改訂

今後も安定した施設運営を継続するため、スタートアップセンターの施設維持料金、利用対象者を下記のとおりとする。

記

利用対象者	施設維持料金（1時間単位税込）
1. 運営連絡会議メンバー 【商工団体】 <ul style="list-style-type: none"> ・青森県中小企業団体中央会 ・青森県商工会連合会 	1,100 円
【大学・短期大学】 <ul style="list-style-type: none"> ・弘前大学 ・青森県立保健大学 ・青森公立大学 ・青森大学 ・青森中央学院大学 ・青森中央短期大学 ・青森明の星短期大学 ・立教大学 	
【金融機関】 <ul style="list-style-type: none"> ・青森銀行 ・みちのく銀行 ・青い森信用金庫 ・青森県信用組合 ・日本政策金融公庫 ・商工組合中央金庫 ・青森県信用保証協会 	
【支援機関】 <ul style="list-style-type: none"> ・21 あおもり産業総合支援センター ・青森県弁護士会 ・東北税理士会青森支部 ・青森県社会保険労務士会青森支部 	
【行政】 <ul style="list-style-type: none"> ・青森県 ・青森市 	
2. 青森商工会議所会員事業所	2,200 円
3. 一般	3,300 円

* 1. 青森商工会議所共催事業は無料、後援事業は有料とする。

* 2. 以下に該当する者であり、かつ減免を希望する者は減免申請書を提出することとする。

- ①運営連絡会議メンバーによる起業・創業、事業承継に関する事業
- ②青森市、青森県経済産業部
- ③産学連携に関する事業
- ④街づくりや地域活性化のための学生サークル等
- ⑤起業・創業間もない事業者、志す者
- ⑥その他当所が認めた場合